

第39回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成31年 4月17日（水）14:02～14:26
- 2 場所 総理大臣官邸 4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	片山 さつき	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	茂木 敏充	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
	（代理：長尾 敬	内閣府大臣政務官）
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東洋大学情報連携学部 INIAD学部長
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
	野上 浩太郎	内閣官房副長官
	西村 康稔	内閣官房副長官
	杉田 和博	内閣官房副長官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 指定区域の評価などについて
 - （3） 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案について
- 3 閉会

（説明資料）

- 資料 1 区域計画の認定について

【公表案】

- 資料 2 - 1 区域ごとの年度別 規制改革活用メニュー数・事業数
- 資料 2 - 2 区域計画の認定状況
- 資料 3 - 1 スーパーシティに係る新制度（案）の概要
- 資料 3 - 2 スーパーシティとデータ連携基盤について
- 資料 4 国家戦略特区の今後の運営について（有識者議員提出資料）

（参考資料）

- 参考資料 1 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 参考資料 2 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について

（議事録）

○片山議員 それでは、ただ今より、第39回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

本日は、茂木議員が御欠席のため、長尾政務官に御出席いただいております。また、西村副長官が国会出席のため、遅れての御参加になります。

それでは、議事に入らせていただきます。

始めに、区域計画の認定につきまして、資料 1 を御覧ください。

4月11日に「合同区域会議」を開催し、4区域6事業について審議いたしました。

資料 1 にございますが、東京都において、都市計画法の特例はこれまで24件活用され、約8兆5000億円の経済波及効果が見込まれるなど、大きな成果を上げてきました。今回は25件目の都市計画の特例の活用に加えて、東京都で初めて容積率に係る建築基準法の特例を品川駅北側地区で御活用いただきます。国家戦略特区の目的に資する大変重要な事業であると存じます。

その他、関西圏、福岡市、仙台市の事業につきましても、「世界で一番ビジネスをしやすい環境を作る」という国家戦略特区の目的に資する事業でございます。

なお、これらの認定申請につきましては、既に関係大臣の御同意を得ておりますが、何か御意見はございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○片山議員 ありがとうございます。それでは、速やかに認定の手続を進めて参りたいと思います。

続きまして、議題 2、指定区域の評価などにつきまして、資料 2 - 1 並びに資料 2 - 2 に則して御説明を申し上げます。

昨年度の特例措置の活用メニュー数と事業数を、区域ごとにまとめました。赤枠で囲っ

【公表案】

てございますが、全国的に見ますと、平成30年度に活用した特例措置は18件、実施された事業は32件でありました。地域別に見ますと、新潟市、仙台市、広島県・今治市において、新たに活用された規制改革メニュー及び事業がないというのが気になるところではございます。

他方、平成28年度、平成29年度は活用メニュー及び事業がゼロ件であった成田市が、平成30年度は「児童福祉法の特例」を全国で初活用いたしました。その他の地域は例年並みか、やや減少気味という状況でございました。

これを具体的な特例措置名で整理したものが、次の資料2-2でございます。このうち、赤文字が本年度新たに活用した特例措置でありまして、例えば、養父市、福岡市及び愛知県の「テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例」、東京圏の成田市及び関西圏の大阪府の「児童福祉法の特例」、秋田県仙北市の「地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者要件の特例」などがこれに当たります。

なお、事務局の体制も含めた特区の進め方などにつきましては、累次にわたり民間議員から御指摘をいただき、昨年10月23日にこの場で国家戦略特区の再スタートを切らせていただきましたが、認定事業32件のうち4月から9月までの13件に比べて、10月以降は19件の事業認定と、かなり増えてきたわけでございます。

また、10月以降、新たに規制改革メニューが3件実現、12月にはさらに8つの特例措置について実施の方向で特区諮問会議決定を行うなど、特区も如実にその活動を取戻しつつございます。

本日御審議いただくスーパーシティの法案も含め、今後、さらに新規の岩盤規制改革メニューの発掘と提案を強化するなど、国家戦略特区の体制と活動の強化を担当大臣としてもしっかり指導して参りたいと思っております。

このまま、議題3につきましても続けさせていただいて、後ほど先生方から御意見を賜ればと思っております。

資料3-1でございますが、スーパーシティにおいても、基本方針の策定、特区の指定、区域方針の策定までは、従来の特区法の枠組みをそのまま活用し、必要な運用上の規定は特区基本方針に位置付けることを想定しておりまして、異なるのはここから先の手続となります。

従来の特区制度では、まず、規制の特例措置を実現すべく、個々の法令改正を個別に行い、その後に当該措置を活用した区域計画の立案を行って参りました。

しかし、さまざまな事業活動をデータの活用面で連携しながら、一体的かつ同時に実現するスーパーシティの場合は、これらの手順を規制所管府省ごとにばらばらに行っている、いつ構想が実現するか分からないわけでありまして。このため、スーパーシティではこの順番を変えて、まずは、区域計画の案という形で事業計画の案を基本構想として先に策定し、必要と見込まれる特例措置についても、それに合わせて御提案をしていただきます。

この提案を受け取った内閣総理大臣は、住民合意があることが確認でき、住民などの共

【公表案】

同の福祉または利便増進に十分資する事業計画である場合、その実現に必要となる複数の特例措置について、各規制所管大臣に集中的な検討を求めることができるという、通常とは逆の手順を設定いたしました。

また、総理から検討を要請された各規制所管省は、この諾否の判断に先立って、必ず特区諮問会議の意見を聞くこととし、必要に応じて特区諮問会議が各規制所管省に勧告できることといたしました。

これによって、特例措置の適否について、各府省の所掌範囲に属する専門的知見のみならず、特区諮問会議が有する横断的な視点からも、迅速かつ適切な判断ができる仕組みとなったわけでございます。その結果、例えば、許認可権限が地方自治体にある地方事務につきましても、このプロセスを通じて、政省令などがその内容に対して整合的に改正することが確定次第、条例によって迅速に特例措置を整備することができるようになります。加えまして、データ連携基盤整備事業を行う実施主体には、国、自治体などに、その保有するデータの提供を求めることができるという規定を加えました。

ただし、データの安全管理を的確に行わせるため、合わせて当該実施主体への安全管理基準の適用を求めることとし、データローカライゼーションなど、今後、国際的にデータが流通する時代を先取りし、必要となる国際的なルールの遵守を法令上求めることといたしました。

本法案につきましては、特区諮問会議の了承を得られましたら、政府・与党の正式な協議へと進み、速やかに閣議決定を得られるよう、準備作業を進めて参ります。

以上です。

それでは、民間議員の方々から御意見を賜りたいと思います。

まずは、資料4を御提出いただいておりますのでございますが、八田議員より御発言をお願いいたします。

○八田議員 ありがとうございます。今後の運営について、2点お話しいたします。

最初は、スーパーシティ構想の実現です。世界諸国は、第四次産業革命への対応の深度とスピードを競い合っています。その中で、民主主義・自由主義の社会は、住民合意の必要性という制約を抱えておりますが、油断をしていけば対応が遅れることになりかねません。スーパーシティ構想は、この問題を解決して、民主主義社会が第四次産業革命への対応で最先端を走り続けるための構想です。具体的には、住民合意に基づき、国・自治体・民間が一体となって、革新的な取組をスピーディに進める枠組みを、世界に先駆けて構築することが根幹です。

2月14日の特区諮問会議の決定の内容を完全に実施するため、先ほど大臣が御説明くださいましたように、色々と前進しておりますが、政府において、必要な法整備を早急に進めていただきたいと思います。並行して、運用の準備も早急にスタートする必要があると思います。データ連携基盤については、最新の技術革新への対応などが妨げられないよう、十分留意する必要があります。

【公表案】

2 番目ですが、国家戦略特区の運営です。

昨年10月以来、大臣がお話しになられましたように、「国家戦略特区のリセット」を進めていただいています。

しかし、残念ながら、全体的な数字として見ますと、事業数、活用された規制改革メニュー数とも、平成30年度は前年度を下回っており、事業数では、平成28年度の約3分の1程度にとどまっております。これまでの国家戦略特区に強くコミットしてきた関係自治体首長らとの連携を再構築し、国家戦略特区の再生を引き続き進めていく必要があると思います。

私自身としては、先ほど認定された東京都品川での都心住宅の容積率緩和事業の意義について、一言触れさせていただきたいと思います。都心居住の重要性は以前から言われてきたのですが、大手町、丸の内、有楽町でマンションは一棟もありません。この理由は、容積率規制が厳しいから、その制約内では住宅よりオフィスか、商業用を建てたほうが良いというものです。

そもそも、容積率規制によってオフィス地区で床面積を規制している理由は、床面積が広がりすぎると、通勤時間帯に鉄道が混むとか、道路の混雑が起きてしまうなどの、インフラ制約によるものです。

したがって、都心では異なるビルの間で容積率を移転することが認められました。このような移転では、都心のオフィス総床面積は増えないからです。

でも、移転すると、移転元には、もったいないことに空間ができます。もし、この空間にマンションが建てられれば、インフラに混雑を発生させません。まず、マンション住民が発生させる道路交通はオフィスとは別の時間帯ですし、彼らは、通勤混雑を引き起こすどころか、通勤混雑を減らします。したがって、移転元の空間は、マンションにして活用すればいいではないかということになります。

それで、特区の制度として、都心にマンションを建設するときには、そのマンションの敷地の容積率をオフィス敷地に売ることができるという仕組みを作ったのです。この制度では、容積率の移転元に空間ではなくて、ちゃんとマンションができます。この制度はなかなか活用されなかったのですが、これを神奈川県横浜市が前に活用してくださって、今回、ついに東京都で初めて特区で活用されました。これは非常に画期的なことであると思いますので、今後ますます活用されることを期待しております。

以上です。

○片山議員 ありがとうございます。

続きまして、ほかの先生方からも御意見をお願いいたします。

竹中先生、どうぞ。

○竹中議員 ありがとうございます。時間の関係で、スーパーシティについてのみ申し上げたいと思います。

2月14日の諮問会議で総理の指示をいただきまして、今回、この制度の概要を議論する

【公表案】

に至ったこと、大変嬉しく思います。総理、官房長官、片山大臣、関係者の御尽力に心から感謝申し上げます。

橋頭堡という言葉があります。ブリッジヘッドとかビーチヘッドと言いますが、つまり、不利な地理的な条件のもとで戦闘を有利に運ぶための最前線の基地で、これがまさに橋頭堡です。スーパーシティというものはまさにこれになるのだと思います。

まず第一は、経済的な意味。御承知のように、アメリカ、中国等々でこういう問題が進んでいる。そして、今、都市空間全体をビッグデータとAIで運営するような方針に進んでいる。日本には、パーツパーツで見ると優れた技術は間違いなくあるわけですが、それが全体としてはうまく機能するところにまではまだ至っていない。このスーパーシティができれば、日本もこの第四次産業革命の最前線にとどまれる。その意味で、経済的な意味で橋頭堡であると思います。

もう一つは、政治的な意味です。八田議員からもありましたけれども、今、例えば、中国、ドバイで先行している。つまり、国家資本主義のもととか、王様がいるところとかでそういうところが先行しているのですが、一方で、GoogleはトロントをGoogle化すると宣言して巨額のお金を投じたのですが、トロントでは苦戦している。要するに、民主主義の国ではなかなかそれがうまくいっていない。だからこそ、今回の法案のように、民主主義の国・日本で住民合意を前提に、地域の市で大胆に規制改革を進める。これは民主主義国として、この問題に挑戦する橋頭堡になると思います。

これはもちろん、法技術的には大変難しい問題があることは昨日の記者会見で官房長官もおっしゃってくださっていますが、一部の報道では、この調整が難航して、自治体の条例には触れない仕組みとなったという報道があるわけでありましてけれども、今日の案は2月の諮問会議決定どおり、自治体で上書きができる。

ただし、当然、所管官庁がストップをかけることができる。そういう仕組みであると理解しております。ありがとうございます。そのように是非、これを確認した上で早急に実現をしていただきたいと思います。

○片山議員 坂村先生、お願いします。

○坂村議員 今日の民間議員ペーパーを煮詰めると、スピーディにとか早急にとか急いでくれということが書いてあるのですが、コンピューターシステムの開発の世界では、ビジネスの変化のスピードが非常に速くて急ぐのは当然で、最近、システムの開発では急ぐためにウォーターフォールという方式からアジャイルという開発方式に主流が変わってきているのです。このアジャイルというものは、いわば、最初から完璧を目指すのではなくて、コンセプトをアピールできる部分をまず、それなりの完成度で作って、それを——いわばPDCAサイクルを何回も回して、さらにサービスインした後もどんどん良くしていくというもので、最初から完成を目指さないということなのです。むしろ、そういう完成ではなくて、常に進化するというサービスであることを積極的にアピールするという考え方なのです。

【公表案】

こういう話をしたのは、前回、ここで言った、APIもそうなのですが、スマートシティでも、データ連携基盤とか都市OSとか、何かわけの分からないと思われる言葉がたくさん出てきてますが、これはコンピューターシステムの開発とこれからの社会は切っても切れないものになってきているからです。スマートシティも完成ではなくて、常に進化する都市であるということを積極的にアピールすべきではないかと思います。

ただ、残念なことに、ここで問題になるのが、日本の法律が大陸法に従っていることです。大陸法では法律全体が、昔のコンピューターで言いますと、巨大システム——昔の大型コンピューターみたいになっているので、全体に矛盾がないことを求められるために、その整合性を取るために、法律のプログラマーである官僚の皆さんが本当に大変で、ちょっと修正を加えるだけでも全部に影響を与えるということで、なかなか進まない。早急に行かないのです。

そういうことなので、ほかと隔離して影響が広がらないようにするために、サンドボックスで別のプログラミングスタイルを可能にして、アジャイルで作ろうというのがスマートシティということになりまして、そういうコンピューター的アピールの仕方もそろそろ新しい時代の若い人たち、特にスマートシティにビジネスチャンスを感じているような人たちには強く訴えられるのではないかと思います。APIとかアジャイルとかOSとか、どんどん変な横文字が入ってきて、何だ、これはと思われるかもしれませんが、世代がどんどん交代していきまして、そういうことが分かる人たちが主役になる時代になっているので、世代ごとのアピールの仕方としてはこういう言葉を入れてアピールするのがいいと思います。

○片山議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いします。

○坂根議員 私は、スーパーシティというものは特区推進の総合力を試されるのだと思います。

まず、国の役割は全体構想、それから、障害となっている規制を取り除く。その上で、新たな法整備が要するということなのですが、特区ですから、あくまでも主役は地方自治体と民間の関連企業体のはずです。

逆に言いますと、国が主役となるべきテーマを特区に取り上げると、うまくいかないと思います。

今日、私が言いたいのは、寝た子を起こすようですが、医学部・獣医学部問題です。私は、これは特区で取り上げたことは本当に正しかったのかと自問自答しています。どういう意味かと言いますと、地方自治体の役割はほとんどありません。国の役割が大半で、特区を超えたはるかに大きな課題です。今、医療分野に問われている課題は大学教育のあり方そのものだと思います。

前も言ったと思うのですが、日本の医療の国際競争力が、医者レベルはともかく、医療機器も創薬もものすごく遅れたのは大学教育のあり方にあったと思います。ですから、

【公表案】

医師をつくる学部をつくらせないというのなら、私もそれは百歩譲って納得しますが、医薬、工学、加えてデータサイエンスのこの連携プレーを大学につくらないとダメなのではないのか。今のレベルは研究者同士で連携をされている程度なのではけれども、これをもっと大学教育の組織のあり方として考えていくことが必要で、それを国が、現状分析と改革方針を明確に示すことが医学部・獣医学部の特区をスタートするに当たっての第一歩だったのではないかと思います。

日本はメディアも含めて、医療分野でもものすごく遅れているということに気付いていませんから、是非現状分析をよくして、国民に説明していただきたい。とにかく、現在のあの特区が1校だけつくったまま、何をするのか。私たち民間議員は2校、3校新しい学部をつくるのだらうと思って、この場で議論したわけですし、とにかく現状放置は最悪だと思いますので、今日一言、あえて言わせていただきました。

○片山議員 ありがとうございます。

秋池議員、お願いします。

○秋池議員 画期的な取組であるスーパーシティに関わる新制度案を御構築くださいます、ありがとうございます。

法整備の後、スーパーシティ、それから、スマートシティを実現していくことになりませんが、多くの場合、自治体はその際に概念を具体化する必要があると考えております。例えば、米国のボストン市では、Go Boston 2030というプロジェクトがありまして、モビリティ、すなわち移動から発想してイノベーションを起こすということに取り組んでいます。

そこでは、目標を例えば、最寄りの駅や主要なバス停留所に自宅から徒歩で10分以内に行けることでありますとか、交通事故死を年間ゼロ件にすること、市内の全ての医療センターが公共交通の駅から徒歩5分圏内にあるようにすることなど、非常に具体的かつ取組を矮小化させずに発想に広がりが出るような目標を立てています。

自治体においては、スーパーシティ、スマートシティに取り組む際に、その実現を加速化するためにも、抽象的な概念だけではなくて、事業者を含む関係者が知恵を絞りやすいような具体的な目標を立ててはどうかと考えます。

なお、本日、規制改革メニューの活用数が少ない地域があることも示されましたけれども、もしかしたら、そこも具体化することによって、知恵が出て、取り組みやすくなり、活用が促進されるということもあるのではないのでしょうか。スーパーシティ、規制改革メニュー、いずれにおいても、その具体案については国内で一律にというのではなくて、他の事例も参考にしながらも、個々の自治体にとって必要なことは何なのかを深く検討して作成するものであると考えております。

○片山議員 貴重な御意見、ありがとうございます。

それでは、議題3の特区法改正法案につきましては、速やかに閣議決定をした上で、国会への提出を行いたいと存じますが、よろしいでしょうか。

【公表案】

(「異議なし」と声あり)

○片山議員 御異議ないということで、ありがとうございました。異議なしと確認させていただきました。

今後も、制度設計等を関係各省と協力して進めて参ります。

以上で、本日予定をした議事は全て終了いたしましたので、最後に、安倍議長から御発言をいただきます。

ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○片山議員 それでは、安倍議長、お願いいたします。

○安倍議長 本日は、国家戦略特区制度を活用した、スーパーシティに関する新たな制度について御審議いただきました。

第四次産業革命が世界的に進展する中で、データこそが次の時代の成長のエンジンです。AIやビッグデータの活用は、少子高齢化が急速に進むときにあって、医療やモビリティなどさまざまな社会的課題を解決するための成功の鍵を握っています。

Society 5.0の未来をいち早く切り開くためには、さまざまなイノベーションについて、その開発・実証にとどまることなく、私たちの暮らしへの早急な実装が求められています。スーパーシティ構想はまさにその先駆けであり、生活者の目線に立って、Society 5.0時代の都市の姿を先行的に実現するものです。そのためには、分野ごとの縦割りの発想から脱却し、大胆な規制改革を進めていかなければなりません。

スーパーシティ構想を推し進めることで、特区制度による岩盤規制改革をさらにパワーアップして参りたいと考えております。これまでにない規制改革を一層力強く進めていくために、関係府省は力を合わせて、スピード感を持って取り組んでください。

○片山議員 安倍議長、ありがとうございました。

おそれ入りますが、プレスの方は御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○片山議員 どうもありがとうございました。

第40回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和元年6月11日（火）14:44～15:01
- 2 場所 総理大臣官邸2階 小ホール
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	片山 さつき	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	茂木 敏充	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
	（代理：田中 良生	内閣府副大臣）
有識者議員	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東洋大学情報連携学部 INIAD学部長
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
	門山 宏哲	法務大臣政務官
	上野 宏史	厚生労働大臣政務官
	野上 浩太郎	内閣官房副長官
	西村 康稔	内閣官房副長官
	杉田 和博	内閣官房副長官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 指定区域の評価等について
 - （3） 「未来投資戦略2019（仮称）」における国家戦略特区関係の記載について
- 3 閉会

（説明資料）

【公表案】

- 資料 1 区域計画の認定について
- 資料 2 - 1 「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に関する指針」の変更（案）について
- 資料 2 - 2 農業支援外国人受入事業の新制度（特定技能制度）への段階的な移行に向けて
- 資料 2 - 3 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針（案）
- 資料 3 - 1 平成30年度指定10区域の評価について
- 資料 3 - 2 平成30年度国家戦略特別区域の評価について
- 資料 4 - 1 「未来投資戦略2019（仮称）」国家戦略特区関係（案）
- 資料 4 - 2 主な規制改革事項の追加について
- 資料 5 国家戦略特区の今後の運営に向けて（有識者議員提出資料）

（参考資料）

- 参考資料 1 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 参考資料 2 区域ごとの年度別 規制改革活用メニュー数・事業数
（第39回国家戦略特別区域諮問会議資料）
- 参考資料 3 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
- 参考資料 4 各地の国家戦略特区の最近の動き

（議事録）

○片山議員 それでは、ただ今より、第40回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

本日は、茂木議員が欠席のため、田中副大臣に御出席いただいております。また、門山法務大臣政務官及び上野厚生労働大臣政務官にも御出席いただき、秋池議員は御欠席です。

それでは、議事に入ります。

初めに、区域計画の認定について審議をいたします。

資料 1 を御覧ください。3 件の認定申請について、5 月 31 日に合同区域会議で審議を行い、関係大臣の御同意もいただきました。

このうち、愛知県の保安林の指定の解除手続 2 件は、全国初活用で、自動車産業の国内立地の機動的な拡充に貢献するものであります。

続きまして、農業支援外国人材受入事業に係る指針でございます。

資料 2 - 2 を御覧いただきたいと思います。本年度施行された特定技能制度への円滑な移行のため、受入機関の新規認定等の停止、認定済みの受入機関等への今後の対応を規定する指針の改定でございます。詳細は、資料 2 - 1 及び資料 2 - 3 を御確認いただければ

【公表案】

と存じます。

それでは、区域計画の認定申請及び本指針案について、本諮問会議の御意見を伺いたく存じますが、御意見はございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○片山議員 それでは、御異議なしと確認をさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、速やかに認定の手続を進めてまいりたいと思います。

続きまして、資料3-1を御覧ください。平成30年度の指定区域の評価について御説明を申し上げます。詳細は、資料3-2にございます。10区域315事業につきまして、平成30年度の最終評価を行いました。昨年度は、養父市、愛知県、福岡市での遠隔服薬指導や成田市、大阪府で保育士関連事業が始まったほか、都市計画法の特例や農家レストランなどの項目で積極的な活用が見られましたが、全体的には規制改革事項の活用が減少しております。

また、沖縄県が9件の新規提案も含め、活発な活動を取り戻した一方、活用も提案も全くない地域が残念ながらありました。各区域には、危機意識を持って積極的に御対応していただくことを求めています。

以上が、区域の評価でございます。

続きまして、国家戦略特区関係の「未来投資戦略2019」関係につきまして、御説明をいたします。

資料4-1を御覧ください。

まず、スーパーシティにつきましては、前回諮問会議で骨格を御了承いただいた法案を、去る6月7日に閣議決定し、国会に提出をいたしました。今後、国会での成立を目指すとともに、必要な技術的基盤や財政支援措置の整備を図ってまいります。

次に、4-2のポンチ絵によりまして、その他の主要な規制改革事項を御紹介いたします。

第1に、過疎地で認めてきた遠隔服薬指導の都市部での解禁です。今年度上期を目途に実施します。合わせて、これまで対象疾病などが限定されてきたオンライン診療の対象追加、要件見直しを検討いたします。

第2に、デジタルマネーによる貸金支払いにつきまして、資金移動業者の倒産時に備えた資金保全手段も目途が立ってきたところから、早期に制度化をいたします。

第3に、先月行われた、まち・ひと・しごと創生会議での御提案も受け、留学生による起業を促進するためのビザの切替え解禁など、スタートアップビザの制度拡充を早速、実現いたします。

最後に、沖縄県から提案のありましたインバウンド需要に対応したレジャーダイバーガイドの潜水士免許の取得要件の緩和を実施いたします。この各々の詳細や、その他の事項につきましては、資料4-1を御確認ください。

【公表案】

それでは、外国人関連の措置等につきまして、門山法務大臣政務官、上野厚生労働大臣政務官から御発言を行います。

まずは、門山法務大臣政務官、お願いいたします。

○門山法務大臣政務官 「未来投資戦略2019」の案におきましては、外国人起業家受入促進のためのスタートアップビザの制度拡充に関する事項が盛り込まれております。特に、留学生につきましては、日本語能力や日本文化への理解と言った点で貴重な人材であり、その起業の円滑化を図ることは重要と認識しております。

一方で、在留管理の観点から、適切な受入れを実現する必要があります。本件につきましては、関係省庁とも連携して、在留管理も十分留意しつつ、前向きな検討を行ってまいります。

○片山議員 ありがとうございます。

続いて、上野厚生労働大臣政務官、お願いいたします。

○上野厚生労働大臣政務官 片山大臣から御説明のあった「未来投資戦略2019」の案に示された事項について、厚生労働省としては、国民の視点に立って、必要な改革を進めていく方針であります。特に、都市部における遠隔服薬指導については、これまでの過疎地等に加え、都市部における実証を進めるための制度整備を進めて参りたいと思います。

また、資金移動口座への貸金支払いについては、労働者保護の観点から、資金移動業者が破綻した場合に、必要な額が早期に労働者に返ってくる仕組みが具体化されることを前提に、引き続き内閣府を始め、関係者と十分に協議、検討しながら進めて参ります。

以上です。

○片山議員 ありがとうございます。

それでは、続きまして、民間議員の先生方から御意見を賜りたいと思います。

まず、資料5に基づきまして、八田議員よりお願いいたします。

○八田議員 ありがとうございます。

第1項目は、10区域の評価についてです。

この評価は、各区域に自己評価を提出していただいてから、ワーキングヒアリングや区域会議を何回か開いて審議したものが土台となっております。本年度の評価の基礎となった主要な事実、次のとおりであります。

(1) 活用事業数では、平成30年度は残念ながら、平成28年度の3分の1程度にとどまった。

(2) とりわけ広島県に関しては、2期連続で活用事業数はゼロにとどまり、今後の方針も明確に示されていない。

(3) 平成28年度1月の第三次指定以来、追加の区域指定がなされていない。

第2項目は、スーパーシティの構想に関してです。スーパーシティに関して「住民合意に基づき、国・自治体・民間が一体となって、革新的な取組をスピーディに進める」枠組みを新たに設けた法案の国会提出がなされたということは、画期的だと考えております。

【公表案】

第3項目は、岩盤規制のさらなる推進です。岩盤規制改革のドリルとしての特区の役割を再生させ、定期的な特区法改正により、特例措置の追加を次から次にしていくべきだと考えております。

当面、特に、以下の課題は緊急に取り組むべきだと思います。

まず、来年のオリ・パラに向けた改革で、ライドシェアや民泊ルールの見直しなどです。

つぎは、規制改革の全国展開です。特区での改革の中は、いまだに全国展開が進んでいないものがあります。とりわけ、農地の企業所有、医学部・獣医学部などは、まだ、1区域のみでしか実現されていません。特区内でもほかの区域に展開されておられません。これを早急に急ぐべきだと思います。

さて、今朝、毎日新聞のトップの記事に、あたかもワーキングの原委員が提案者からお金をもらったとする見出しが付けられています。しかし、この記事をよく読みますと、結局、そのようなことはどこにも書いてありません。したがって、最初から根拠なく特区制度自体を攻撃することを目的とした記事だと思います。

このような特区攻撃をしようとする動機は、どうも制度に関する誤解から生じているのではないかと考えます。

第1に、特区の規制改革は、特定の事業者への認可や補助金の給付とは全く違って、規制改革です。この改革は、全国の特区の新規参入者から参入障壁を取り除きます。場合によっては、改革が行われても、提案者の区域は特区に指定されないことすらあります。このことが無視されています。

第2に、規制を改革するために、委員と提案者は共同して、規制官庁に対峙して議論します。議論に備えてより良い提案が出来るように、委員が提案者に助言する場合があります。これは、当然のことです。

以上でございます。

○片山議員 ありがとうございます。

引き続き、ほかの議員の方からお願いします。

まず、竹中先生、お願いします。

○竹中議員 民間議員の気持ちは、今、八田議員が述べたとおりであります。心ない誹謗中傷が常に行われますけれども、そういう印象操作にめげることなく、改革を進めることが必要だと思います。

今回、スーパーシティに関する閣議決定がなされた。これは画期的なことだと思います。感謝を申し上げます。これをできるだけ早く法律を成立させ、実行に移すことが必要です。

その際、重要なのは、やはり、スーパーシティは従来のスマートシティとは格段に違うスケールの大きな改革であるという点だと思います。

そもそも、国家戦略特区が始まったとき、当時、経済財政政策の御担当であった甘利大臣は、その数を極力絞って、密度の高い特区を作るべきと述べられました。結果的に、国家戦略特区の数は、現在10カ所でございます。スーパーシティは、国家戦略特区をさらに

【公表案】

パワーアップしたものですから、それ以上に厳しいハードルがあると考えする必要があります。

こうした点も踏まえて、民間議員としては自治体や企業のフィージビリティについてしっかりとヒアリング調査を進めていきたいと思えます。このような強い決意を持って取り組んでもらえる首長、自治体がいるか、これが成否を握っていると思えます。

最後に、岩盤規制の突破のための本来の国家戦略特区の強化に関して、当初は、毎国会、ほとんど改正法がなされて、改正がなされていたのですが、過去2年に関しては、残念ながら、法改正が行われておりません。法改正を伴うような大玉の改革が、成長戦略としては求められておりますので、事務局の強化を期待したいと思います。

以上でございます。

○片山議員 ありがとうございます。

続きまして、坂村議員、お願いします。

○坂村議員 今後のために、福岡市のような積極的に活用している地域と、広島県などの不活発な地域の違いを何が生んでいるのかを分析することが必要だと思います。直感的には、リーダーシップが一番の要素のような気もしますが、その部分では対応に限界があると思えますので、それ以外に違いを生んでいることがあれば、それに手が打てるかを検討すべきではないかと思えます。そのために原因の分析が必要です。分析すれば、当然色々な課題が出てくると思えます。

まず、特区を活用できる能力のある人材の不足なのか、または、利用したがるはずの企業に特区の機能が知られていないという広報の問題なのか。利用のための手間が多過ぎるという制度的な問題なのか。課題にしようとしていた問題が、今までの省庁等のやりとりの中で、特区でやられるより自ら改善しようとなつて、先取りで全国区で解決してしまったということもあるかもしれません。そういう分析を、さらに各自治体でやってもらうことで気付きもあり、それだけでも少し改善するかもしれません。

また、一般論として、規制が日本の経済成長を阻害しているというのが正しいはずなら、もっと表面化していない必要があるはずで、その掘り起こしが、これからの課題だと思います。もっと企業からの働きが、動きがあるべきという意味では、経済団体などからイノベーションを進めるために特区を積極的に使えというように働きかけてもらうとか、とにかく次の一手が必要な状況ではないかと、私は思えます。

以上です。

○片山議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いいたします。

○坂根議員 私も似たような意見ですけれども、地方創生は、特区に限らず、全般、私は色々なことに関わっていますけれども、やはり、首長の本気度、それから、中核企業の自己責任能力、これがないと、なかなか成果が出ないと思っていて、これまで結構時間が経ちましたから、ここで、この点を評価し直して、集中的に支援する特区、それから、

【公表案】

厳しいですけれども、取消し警告をする特区、もうそろそろそれをはっきりすべきではないかと思えます。

その点で、私は、スーパーシティというのはそれをはるかに超えるスーパー本気度が大前提でして、私のこれまでの経験から言うと、本当に首長で、これにかけて住民の反対も押し切ってやる気のある人がどこにいるのかなという心配をされていて、私は、現実的な方法としては、やはりスーパーシティの下にスーパーディストリクトと呼ぶのですか、一部の地域で中核企業が本当に自己責任能力を持っている人に任せてやるということですか、現実論ではないのではないかと思っています。

それで、スーパーシティをスタートするときは、是非確認していただきたいのは、国はあくまでも支援する立場であって、当事者は地方自治体なのだということを念押ししていただきたいと思えます。

○片山議員 ありがとうございます。いただいた御意見を踏まえまして、引き続き規制制度改革の実現に向けて努力をして参ります。

なお、資料4につきましては、成長戦略全体との関係で修正があり得るということは、御了承いただきたいと思います。

最後になります。参考資料4に各特区における最近の動きもまとめておりますので、御参考にしてください。

以上で、本日、予定された議事は全て終了いたしました。

最後に、安倍議長から御発言をいただきます。

まず、ここでプレスを入れさせていただきます。

(報道関係者入室)

○片山議員 それでは、お願いいたします。

○安倍議長 本日は、本年の未来投資戦略に盛り込むべき規制改革事項について御審議いただきました。

先月のまち・ひと・しごと創生会議で委員から提起された、外国人留学生による新規の起業については、早速、創業準備のためのビザへの切替えを在学したまま容易に行えるよう、制度改革を行う方針を決定しました。また、長年の懸案であった、都市部におけるオンラインによる遠隔服薬指導の解禁やキャッシュレスによる賃金支払いの解禁など、Society5.0の実現に向けて重要な項目を盛り込みました。

なお、スーパーシティを含む改正法案は、先週金曜日に閣議決定いたしました。取りまとめに向け、御尽力いただいた関係者の皆様に感謝申し上げたいと思えます。

規制改革は、アベノミクスのメインエンジンであり、国家戦略特区は岩盤規制の突破口です。本日決定した事項については、関係大臣が連携し、内閣府と一丸となって、早期の実現に向けしっかりと取り組んでください。

○片山議員 議長、ありがとうございます。

以上のところで、プレスの皆様は御退席をお願いいたします。

【公表案】

(報道関係者退室)

○片山議員 それでは、時間となりましたので、会議を終了いたします。

次回日程は、事務局より連絡をさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

第41回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和元年9月30日（月）18:07～18:25
- 2 場所 総理大臣官邸4階大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
	（代理：宮島 喜文 財務大臣政務官）	
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	北村 誠吾	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	西村 康稔	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
有識者議員	坂根 正弘	株式会社小松製作所顧問
同	坂村 健	東洋大学情報連携学部 INIAD学部長
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
	橋本 岳	厚生労働副大臣
	松井 一郎	大阪市長
	岡田 直樹	内閣官房副長官
	杉田 和博	内閣官房副長官
	西村 明宏	内閣官房副長官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 新たに実現した規制改革事項について
 - （3） 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案について
 - （4） その他
- 3 閉会

【公表案】

(説明資料)

- 資料 1 区域計画の認定について
- 資料 2 新たに実現した規制改革事項について
- 資料 3 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案について
- 資料 4 短期集中提案募集の実施について
- 資料 5 国家戦略特区の今後の運営について（有識者議員提出資料）

(配布資料)

松井大阪市長提出資料

(参考資料)

- 参考資料 1 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 参考資料 2 「スーパーシティ スマートシティフォーラム2019」
～スーパーシティに係る国内外の最新動向と今後の展望～

(議事録)

○北村議員 ただ今より、第41回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

本日は、麻生議員が欠席のため、宮島財務大臣政務官に出席いただいております。また、橋本厚生労働副大臣、松井大阪市長にも御出席をいただきました。秋池議員は御欠席、竹中議員はテレビ会議での御出席となります。

それでは、議事に入ります。

まず、私から、議題（1）から（3）までをまとめて説明いたします。

始めに、資料1を御覧ください。議題（1）「区域計画の認定について」です。

13件の認定申請について、先週26日に合同区域会議で審議を行うとともに、既に関係大臣の同意を得ております。このうち、東京都の高度人材ポイント制に係る特例、大阪市の地下水の採取に係る特例の2件は、全国初活用となります。これらの活用により、高度外国人材の就労の促進や省エネ及びCO2排出の削減などが期待されます。

次に、議題（2）「新たに実現した規制改革事項について」御説明します。

資料2を御覧ください。本年6月21日に成長戦略フォローアップを閣議決定して以降、新たに実現した規制改革事項を3件、御報告します。

まず、一つ目は、省エネルギーに寄与する新たな冷暖房システム構築のための地下水採取の特例です。今回御審議をいただく区域計画にも盛り込まれておりますが、大阪市において全国初活用となるメニューであります。

二つ目は、これまで過疎地等でのみ認められていたテレビ電話などによる遠隔での服薬

【公表案】

指導について、都市部でも実施できるようにするものです。

三つ目は、創薬の共同研究開発における手続の迅速化です。

続きまして、議題「（３）国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案について」であります。

内閣府といたしましては、先の通常国会に提出した法案を基本的に踏襲し、スーパーシティに関してはデータ連携基盤整備事業を法定化するとともに、複数の先端的服务を同時かつ一体的に実現するための特例的手続を規定します。また、地域限定版サンドボックス制度の創設といたしまして、近未来技術の実証に関する４法の許可を一括認定できるよう措置します。なお、特区民泊事業における社会的不適切な事業者の扱いについても別途検討します。

これらの内容について、今後、閣議決定に向けて関係者との調整を進める所存でございます。詳細につきましては、資料３を御覧ください。

最後に、資料４を御覧ください。国家戦略特区制度では、これまで三度にわたり区域指定を行い、10区域が国家戦略特区エリアとして岩盤規制改革に取り組んでまいりましたが、その後、追加の区域指定は行われておりません。昨今の社会情勢の変化を踏まえ、今回、改めて提案募集を実施したいと思いますので、併せてこの場で御報告します。

それでは、まず、厚生労働省関連の措置について、橋本厚生労働副大臣から御発言をお願いいたします。

○橋本副大臣 厚生労働省でございます。

本日の議題となっております都市部での遠隔服薬指導の実施及び新薬の共同研究開発における麻薬譲渡に関する許可発出手続の迅速化に係る厚生労働省における対応につきまして、御報告をいたします。

遠隔服薬指導について、先ほど御報告があったように、これまで国家戦略特区内で過疎地等においてのみ認められていた遠隔服薬指導について、一定の要件のもとで都市部での実施も可能としました。これは本日、改正省令を公布し、施行しております。

次に、麻薬譲渡に関する許可発出手続の迅速化について、先ほど御報告があったように順次の麻薬の譲渡が予定されている共同研究の場合には、研究全体の麻薬譲渡の計画の内容を初回に提出いただくことで、２回目以降の許可発出手続を迅速に行えるよう運用を改めました。特区に限らず全国的に対応することとし、今月27日に関係機関にこれらの措置を通知しております。厚生労働省としては、引き続き特区で行われる実証等を踏まえつつ、必要な規制の見直しに努めてまいります。

以上です。

○北村議員 ありがとうございます。

次に、本日御出席いただいた松井大阪市長から御発言を願います。

○松井市長 まず最初に、本日決定いただきました地下水の採取に係る特例において、大阪市において豊富な地下水を活用して地盤沈下を起こさず効率的に空調を行う新たな省エ

【公表案】

エネルギー技術、この技術を認めていただきまして、誠にありがとうございます。

特区認定によりまして、水の都大阪にふさわしい新たな環境技術を導入いたしまして、うめきたにおいて大阪の玄関口のシンボリックなまちづくりを進めたいと思っております。改めて感謝を申し上げます。

そして、大阪でのスーパーシティの取組についてです。この大阪では都心部、大阪駅北側のうめきた地区や臨海部、夢洲、これは万博会場にもなるのですが、夢洲において大阪の成長を牽引する東西二極の一極としての世界で存在感を発揮する都市を目指したまちづくりを進めております。そこで、グリーンフィールドを生かしたまちづくりを進めるに当たって、まずは、都心部のうめきた地区の空間を実証フィールドとして、最先端技術の導入に向けた発信をまいります。

その上で、夢洲では2025年、万博において未来社会の実験場として幅広く最先端の技術を経験できる場を創出してまいります。その後、万博での成果を生かして、夢洲において非日常空間を形成するまちづくりを進めるとともに、スーパーシティを実現することで、世界に誇る魅力ある国際拠点の国際観光拠点を形成していきたいと思っております。

以上により、大阪市、大阪府、経済界が一体となって、大阪、関西の都市力を向上させ、日本の成長に貢献していきたいと思っております。

また、この魅力ある国際観光拠点の形成を目指していく上でエンターテインメントというのも非常に重要でありまして、これはスーパーシティと同様ですけれども、さらに迫力のあるエンターテインメントを大阪で実現するためにも、エンターテインメント特区というものも今後御提案したいと思っておりますので、是非総理、よろしく申し上げます。

○北村議員 ありがとうございます。

それでは、民間議員から御意見をいただきたいと思っております。

まず、資料5に基づき、八田議員より御発言を願います。

○八田議員 ありがとうございます。

まず、第1項目「スーパーシティ」は、従来、国内外で取り組まれてきたスマートシティとスケールは異なり、未来社会を実現しようという構想です。迅速に構想を実現すべきだと思います。

次に、第2項目に挙げましたように、「岩盤規制改革のドリル」として、国家戦略特区の役割を再生する必要があります。平成29年6月以前は、毎年特区法が改正され、特例措置が追加されてきました。その後2年余りの間、特区法が改正されておらず、新たに制度化された規制改革措置は全て法律事項以外です。岩盤規制改革は放置されている状態です。早急に岩盤規制改革の事務局等の体制を立て直すことが求められています。

第3項目の「特区制度に対する攻撃」について。毎日新聞が特区制度に関して誤った報道を続けております。例えば、特区は特定の新規参入者に特権を与える制度だという前提に基づいた報道をしています。民間議員は連名で、この誤りを数回にわたって指摘し、訂正を求めてまいりました。しかし何の対応もされず、抗議を行ったことの報道すら未だ行

【公表案】

われていません。さらに、取材と称して、規制改革の提案者の自宅を訪問して提案者を恫えさすというような事態が続いています。結果として、毎日新聞は、業界団体や既得権者を守る活動を続けています。これは、もはや報道機関としての正当な活動ではなく、特区の運用に対する妨害であります。岩盤規制改革のドリルとしての特区制度を守るために、今後も抗議を続けていくつもりです。

以上です。

○北村議員 ありがとうございます。

続きまして、他の有識者議員の皆様方からも御意見をいただきたいと思います。

竹中議員、お願いします。

○竹中議員 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。2点申し上げます。

まず、スーパーシティの件ですけれども、今、松井市長からも話がありましたように、是非政府の前向きな対応をお願いしたいと思います。

市長からは、夢洲の話が出されましたけれども、このような白地地域、我々のレポートでは、まさにグリーンフィールドと表現したわけですが、このような地域の場合は、やはり住民合意の問題等々うまく回避することも可能でありますので、したがって、当面はこうした地域に注目、注力して話を進めるべきだと思います。

第2点目ですけれども、スーパーシティのようにビッグデータで都市空間を管理運営するという試みが、世界で今、新しい段階に入っているというように感じます。具体的に言いますと、シンガポールのバーチャルシンガポールという試みが大変注目されています。都市のビッグデータを集めて、それをシミュレーションにも使う。そうすることが、実は災害対策になるし、突き詰めれば防衛上の大きな効果を発揮する。こうした点も踏まえて、実は日本の大企業も既に同様の構想を持っておりまして、政府の対応を待っているという状況であろうかと思えます。

国家戦略特区は、アベノミクス成長戦略の重要な成功事例であります。今、都内では、20を超える大型都市開発プロジェクトが動いているわけですけれども、これは特区によって都市計画審議会の期間が大幅に短縮したことが大きく貢献している。

しかし、それに対して、今、八田議員からありましたように誠に不当な誹謗中傷、風当たりが極めて強くなっている。これをはね返すことはどうしても必要だと思います。

いずれにしましても、万博、オリンピック・パラリンピックのような国際イベント、IR、そして、スーパーシティが重なって経済を活性化するということを期待しております。

ありがとうございます。

○北村議員 ありがとうございます。

坂村議員、お願いします。

○坂村議員 スーパーシティに関してなのですけれども、資料3というのを見ていただくと、都市OSとかAPIというような言葉が並んでおります。この中のデータ連携基盤とかはまだいいと思うのですが、都市OSとかAPIあたりになると、マスコミを始めとして専門用語

【公表案】

で分かりにくいという声が出てくるのではないかと思います。

今までにない概念なので、残念ながら適切な日本語がないからこうなっているので、分かっただけで努力が必要でしょう。都市OSが都市の行政当局ならば、APIは行政当局と企業や個人がやりとりするときの手続の決まり事というようなものでして、正しい手続さえ踏んで手続していれば、誰でもが都市のサービスがデジタルで使える、誰でも他のコンピューターシステムと協力して何かを実現できる。プログラミングができれば、スマート化できるという概念を含んだ言葉です。

デジタルトランスフォーメーションを実現するSociety5.0と言っている以上、こういう新しい言葉が出てくるのは仕方がないことなのです。実際、金融を始めとして最先端ビジネスの現場では、APIエコノミーというような言葉が使われているぐらいで、既にコンピューター業界人だけの専門用語ではなくなっています。

しかし、今回の資料は残念ながら、一般マスコミでは科学部以外の記者には少しハードルが高いかもしれません。という意味で、前から私は言っているのですが、人と人、あるいは科学と社会をつなげるために、分かりやすく解説するサイエンスコミュニケーター役、特区では専門性のある広報担当官というような者を置いて、この件は特にハードルが高いので、そういう人がいたほうが良いというように思いました。また、一般向けの解説小冊子を作るとか、他にも少し丁寧な対応をしたほうが良いと思います。

以上です。

○北村議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いします。

○坂根議員 私からは、岩盤規制の突破の問題というのは、本来、縦割り行政機関にまたがるからうまく行かないということで、内閣府主導になったのだと思いますけれども、現実には本日松井市長から話があったような、大規模なスーパーシティ構想になりますと、現場に直結した省庁が自分自身の問題として自ら他の省庁、あるいは地元自治体、関連企業等の調整をする当事者意識がないと、物事が進まないというのが現実だと思います。企業でも、本社企画部門が主導してぶち上げて、結局、現場を預かる部門に当事者意識がないと、物事が進まないといったケースが多く、これまでの特区の場合にも似たようなケースがかなり見られますので、是非その辺を留意して体制を組んでいただきたいと思えます。

以上です。

○北村議員 ありがとうございます。

本日賜りました御意見を踏まえ、引き続きスーパーシティ構想を含め規制改革の実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

また、本日御了承をいただいた区域計画については速やかに認定の続きを進めます。

以上で、本日予定された議事は全て終了しました。

最後に、安倍議長より御発言をいただきます。

【公表案】

(報道関係者入室)

○安倍議長 本日は、昨年来の懸案であったオンライン服薬指導の都市部での解禁が実現し、通勤が大変で子育てとの両立に忙しい都市部の皆さんも、オンラインで服薬について相談できるようになったことが報告されました。

大阪市長からは、地下水を活用した大型の冷暖房システム実現のため、そのくみ上げ規制の緩和が実現したことについて御報告があったほか、スーパーシティ構想について、熱い期待を語っていただきました。

本年6月に法案を閣議決定したスーパーシティ構想については、今後、技術的な基盤や必要な支援措置の整備などにも併せて取り組み、地域の皆さんが提案に向けて具体的な準備を進められるようにすることで、その早期実現に取り組んでいきます。

規制改革は、アベノミクスのエンジンであり、国家戦略特区制度は、岩盤規制の突破口です。関係大臣がよく連携して、内閣一丸となってしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○北村議員 安倍議長、ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○北村議員 以上をもちまして会議を終了します。

次回の日程は、事務局より後日連絡をいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

第42回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和元年12月18日（水）17:19～17:49
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
	（代理：藤川 政人 財務副大臣）	
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	北村 誠吾	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	西村 康稔	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所顧問
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
	加藤 寛治	農林水産副大臣
	宮崎 政久	法務大臣政務官
	広瀬 栄	養父市長
	岡田 直樹	内閣官房副長官
	杉田 和博	内閣官房副長官
	西村 明宏	内閣官房副長官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 重点的に進めるべき追加の規制改革事項等について
 - （3） その他

3 閉会

(説明資料)

- 資料 1 区域計画の認定について
- 資料 2 - 1 重点的に進めるべき追加の規制改革事項等 (案)
- 資料 2 - 2 主要な規制改革事項について
- 資料 3 「スーパーシティ」構想 自治体アイデア公募の結果
- 資料 4 集中受付期間に受け付けた提案の概要について
- 資料 5 国家戦略特区の今後の運営について (有識者議員提出資料)
- 資料 6 国家戦略特区諮問会議 (第42回) コメント (坂村議員提出資料)

(配布資料)

- 養父市中山間農業改革特区～養父市の挑戦～ (広瀬養父市長提出資料)

(参考資料)

- 参考資料 1 国家戦略特別区域 区域計画 (案)
- 参考資料 2 追加の規制改革事項等について

(議事録)

○北村議員 ただ今より、第42回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

本日は、麻生議員、坂村議員が御欠席のため、藤川財務副大臣に御出席いただいております。また、宮崎法務大臣政務官、加藤農林水産副大臣、そして、広瀬養父市長にもテレビ会議にて御出席をいただいております。

それでは、議事に入ります。

始めに、「(1) 区域計画の認定について」、資料 1 を御覧ください。

12月13日に合同区域会議を開催し、5区域10事業について審議いたしました。

このうち初活用となりますのは、障害者雇用率の算定に当たり、異業種の中小企業同士でも設立が可能な有限責任事業組合LLPを通算カウントの対象に入れる東京都の事業でございます。

また、実質的には、千葉市のテレビ電話等を利用した服薬指導も、都市部で行うものとしては全国初活用となります。

詳細は資料 1 と参考資料 1 をそれぞれ御確認いただければありがたいと存じます。

これらの認定申請につきましては、既に関係大臣の御同意を得ておりますが、この際、御意見がございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○北村議員 ありがとうございます。

【公表案】

それでは、この度認定申請のあった区域計画について、御了承いただきましたので、速やかに認定の手続を進めてまいりたいと存じます。

続きまして、議題2について、御説明申し上げます。おそれ入りますが、資料2-1を御覧ください。本日、特区諮問会議として決定すべき規制の特例措置事項を取りまとめました。

第1に、「スーパーシティ」構想の実現であります。本構想については、まずは特区法改正案の次期通常国会への提出と成立を目指し、関係者と鋭意調整を進めます。また、別途、資料3にお示しした通り、現在、約50の自治体などからスーパーシティに是非取り組みたいと、アイデアの提案をいただいております。こうした自治体への相談対応や事業者の紹介、確立すべき技術的基盤の検討や財政支援策の整備など、スーパーシティの具体化に向けた取組を進めてまいります。さらに、規制のサンドボックス制度についても、必要な法制度の早期実現を図ります。

第2に、資料2-1の3におきまして、追加の規制改革事項と早急に検討する事項を取りまとめました。

その代表的な項目について、資料2-2を御覧ください。資料2-2の1ページ目でございます。本年5月に、まち・ひと・しごと創生会議において出口APU学長から御提案いただきましたとおり、外国人留学生が在学中にも帰国することなくビザを切替えられるよう、今年度内に速やかに措置いたします。

2ページ目を御覧ください。キャッシュレス社会の実現に向け、携帯アプリ等のサービスを運用する資金移動業者の口座への賃金支払いを解禁します。資金移動業者倒産時の資金保全手段に関する制度設計を早期に終え、来年度早期の制度化を図ります。

次、3ページ目でございます。現在、特区限定で進められている農家レストランについて、農業の6次産業化・所得向上・雇用の確保など、各特区エリアで成果を上げてきたことを踏まえ、本特例措置を農林水産省令の改正により全国展開いたします。

他にも、医療ツーリズムの促進、外国人レジャーダイバーガイドの受入促進、国立大学法人への地方公務員の派遣を可能にするための制度改正など合計13項目がございます。詳細はおそれ入りますが、参考資料2を併せて御覧ください。

なお、お手元の資料4にありますとおり、この秋実施した短期の集中提案募集では、34の提案者から合計70件の提案がございました。今後、各提案を精査し、追加の区域指定も含め規制改革事項の検討を進めてまいります。

次に、本日、テレビ会議にて御出席いただいている広瀬養父市長から御発言をお願いいたします。

○広瀬市長 養父市の広瀬でございます。

安倍総理には、11月24日に行いました養父市国家戦略特区シンポジウムにビデオメッセージをいただき、ありがとうございました。約700人という多くの来場者に国家戦略特区の理解を深めることができました。

【公表案】

本日は、養父市能座地区で実証している先進的なスマート農業の様子を御覧ください。

(スクリーンにて動画上映)

○広瀬市長 こういったスマート農業の取組は、生産性の向上と合わせ、農業の魅力アップと若者の就農という効果を生み出しますが、企業の農地取得の特例で農業参入した特区事業者の資本力・技術力、そして、地域農家の協力があって実現することができました。企業の農地取得の特例期限の延長、特例内容の拡充を強く求めるものであります。今後、サンドボックス制度を活用し、公道でのトラクターの自動走行、ドローンの目視外飛行などを実現し、農業・農村のスマート化、すなわち、スーパーシティならぬスーパーカントリーの実現を図ります。

遠隔医療のさらなる進展と職場におけるオンライン診療・服薬指導、インフルエンザのオンライン診療・服薬指導を提案しています。過疎化が進む地方における持続可能な医療体系を構築し、住民が安心して暮らせる豊かな農山村地域の創出と地方創生の実現を図ります。

最後に、一つ、大変危惧していることがあります。私は、多くの抵抗がある中、農業関係を中心に岩盤規制改革を成し遂げてまいりました。これは、安倍総理の強力なリーダーシップのもと、そちらにおられる5人の民間有識者の皆さんが、養父市の提案を受け止め、協力的でない関係省庁と大いに議論し、提案を実現していただいたからです。最近、規制改革会議が衣替えし、以前のメンバーがほとんど替わられてしまったと聞き及んでいます。養父市は今までも増して、これからも国家戦略特区を活用し、岩盤規制改革を推し進め、地域経済の活性化と地方創生を進める所存です。特区の改革は激しい抵抗がありますが、これまでの経緯を熟知され、改革の専門家である民間有識者の方々のサポートは、これまで以上に必要不可欠であります。安倍総理、菅官房長官におかれましては、私たち地方自治体のためにも、現在の特区諮問会議の民間有識者の皆さんが今後も継続されますように、十分に御理解、御配慮を賜りたいと思います。

本日は、貴重な発言の時間をいただき、感謝を申し上げます。

ありがとうございます。

○北村議員 広瀬市長、ありがとうございました。今後ともよろしく願います。

それでは、各規制を所管する省庁より、御発言をいただきます。

まずは、宮崎法務大臣政務官、お願いいたします。

○宮崎大臣政務官 重点的に進めるべき追加の規制改革事項において、外国人起業家受入促進のためのスタートアップビザの制度拡充に関するものがございます。特に留学生については、日本語能力や日本文化への理解といった点で貴重な人材であることから、その起業の円滑化を図ることは重要と認識しており、御指摘の国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の拡充について、前向きに検討してまいります。

また、自治体が支援する場合など一定の要件を満たす場合に、コワーキングスペースが利用できるようにすることなどについても、引き続き検討してまいります。

【公表案】

本件については、適切な在留管理の必要性にも十分留意しつつ、関係省庁と連携して、速やかに措置できるように検討を進めてまいります。

以上です。

○北村議員 次に、加藤農林水産副大臣、お願いいたします。

○加藤副大臣 今般の農家レストランに係る特例の全国展開は、農業者による6次産業化の取組を後押しするものと考えております。これにより、地域農業の活性化が図られることはもちろんのこと、地域の魅力ある産品や農村の風景を、より多くの国内外のお客様に楽しんでいただけることにより、地方創生に資するものと考えております。

農林水産省といたしましては、本年度中に着実に実現できるようしっかりと対応してまいります。

以上です。

○北村議員 ありがとうございます。

次に、民間議員から御意見を賜りたいと思います。

まず、資料5に基づき、八田議員より御発言をお願いいたします。

○八田議員 ありがとうございます。

第1は、「スーパーシティ」構想です。この構想は、通常国会に続き、臨時国会でも実現されませんでした。

第2は、特区法の改正です。国家戦略特区では、従来は、毎国会会期ごとに特例措置追加を目標に規制改革を推進してまいりました。しかし、この2年半ほど特区法は改正されておられません。

第3は、具体的な個別の規制改革です。まず、養父市を始め、特区で実現した規制改革の全国展開を迅速に進めるべきだと考えております。一方、特区で現在取り組まれている課題の相当数は、ここ数年来課題とされながら前進していないものであります。

最後に、岩盤規制改革は、各省が自ら責任感を持って取り組まなければ成功には至らないと思います。規制改革が政権の方針であるということを改めて強く示し、各省がそれを推進していくことが必要なのではないかと考えます。

ここで、資料6として坂村議員からペーパーが提出されておりますので、御紹介いたします。これは、今度、農家レストランに関することが全国展開したことに関して、こういうことを他にもすべきだということを言っておられます。

次に、私自身の考えを申し上げさせていただきたいと思います。平成30年3月以来、2度にわたってこの諮問会議でお話し申し上げたのですが、日本の美容師専門学校で勉強して美容師国家資格に合格した外国人は、現在の制度では即刻母国に帰国しなければならないことになっています。この人たちが、資格取得後、数年日本の美容院で働いて技術を高めて母国に帰ってもらえれば、日本の美容術を世界に広めることに役に立ちます。クールジャパンの観点から、この要望が大阪府や東京都から参っております。このため、日本で資格を取った人が5年間滞在できるようにすべく、厚生労働省、法務省と折衝してまいり

【公表案】

ました。もちろんこれはインバウンドにも役に立ちます。この会議で状況を御報告させていただいてから1年半がたちましたので、現在の状況を御報告いたします。

まず、東京都庁は、このような外国人の美容師を受け入れる運営管理をする制度を作りたいと言っています。都の美容連盟は、これに協力すると言っています。そこまでは参りました。

しかし、厚生労働省は、ワーキンググループでの最近の発言で、美容の業界の全国団体と需給調整に関するコンセンサスが得られればこれをやりますと言うのです。しかし、いまだに全国団体は同意していません。基本的には、東京や大阪の美容界だけが発展することは地方に望ましくないという観点からです。

国家戦略特区では、元来は、ワーキンググループで検討した規制改革項目を当該の官庁でできない理由があれば、当該省庁の大臣に、この諮問会議にいらしていただいて、総理以下、議員の方々に御説明なりしてくださり、その結果に決着を付けるというのが前提だと思います。この前提があるからこそ、過去においては、この諮問会議に持ち込まなくても特区ではさまざまな改革が実行されました。

その際、何の規制を続け、どの規制を緩和すべきかということが問題になります。元来、危険の防止や特定の者による市場支配力の抑制など、公共の福祉の目的のために規制が必要なことは当然であります。しかし、そのような公共の福祉の目的がないにもかかわらず、既得権保護の需給調整だけを目的に存続が図られている規制は岩盤規制であるとして、それを突破するのが、この特区の存在意義だと考えています。したがって、当該官庁が「業界団体の需給調整に関わるコンセンサスが得られれば改革します」と言うのは、国家戦略特区制度の存在意義そのものに対する挑戦だと私は受け止めています。

このような主張を省庁が行っている現状をどう判断するかは、特区担当の内閣府だけでなく、政府全体で考えるべき問題ではないかと思います。

以上でございます。

○北村議員 ありがとうございます。

続きまして、他の有識者議員の皆様方からも御意見をいただきたいと思えます。

まず、竹中議員、よろしくお願ひいたします。

○竹中議員 今、八田議員がおっしゃったことは、我々は非常に共感してみんな思っております。アベノミクスの成長戦略は、これは総理のお言葉ですけれども、規制改革は成長戦略の一丁目一番地という言葉から始まった。その切り札として、この特区が出来た。広瀬市長のお話にもありましたように、これはそれまでにそれなりの大きな成果を上げてきたと思えます。

しかし、一方で、次のような事実があります。これは、2013年の成長戦略でKPIを作成して、世界人口のDoing Business指標というものを決めました。ビジネスのしやすさで世界第3位に入ると言う目標を立てた。そのときの日本の順位は15位でありました。これがどうなったかと言うと、15位から3位に上がっているかと言うと、去年は24位になっている

【公表案】

わけであります。

部分的に広瀬市長のような方がかなり頑張っただけで成果を上げているという面と、一方で、全体としては、世界の大きな動きの中に必ずしもまだ付いて行けていない。とりわけ、この民間議員ペーパーに書かせていただいたのですけれども、この2年半、特区法の改正がなされていない。この2年半、特区法の改正がなされていないことと日本の順位が下がったことは、私は強く関連していると思います。

そういう中で、我々はサンドボックスを作りましょう、スーパーシティを作りましょうという提案を出させていただいた。非常に真摯に議論はしていただいているのですが、まだこれが成立していない。このことを厳しく捉えて、改革を進めることが日本経済の活性化に欠かせないと考えております。総理、官房長官、担当大臣のリーダーシップを是非ともお願いしたいところでございます。

以上です。

○北村議員 ありがとうございます。

次に、坂根議員、お願いいたします。

○坂根議員 私も似たような視点で発言します。これまで特区でスタートをして、全国に拡大し始めているものもたくさんあります。しかし、いわゆる岩盤規制と言われた、具体的に言うと、医学系の大学とか、農地改革といったものは、なかなか広がりません。おそらく、縦割り省庁が誰も自分が主体者だと思っていない。厳しく言えば、そういうことだと思います。

企業経営でも難易度は違うのですけれども、似たような問題はあります。そんなときにどうするかと言うと、必ず主担当部門があるはずなので、その担当役員に、他部門の協力を得て何が阻害要因なのか明らかにしてくれと。いつまでに何から突破口を開くのか、その結果を経営会議もしくは委員会を作るから、そこで説明してくれと。他部門と調整が付かない問題があったら、そこでちゃんと言ってくれと。そしたら、私自身が指示を出すと。こう言います。

医学系大学の問題は、明らかに文部科学省です。スーパーシティも、これまで国土交通省がスマートシティとして進めてこられた部分が結構多いのだと思うのです。私は非常に基本的な問題提起をしますけれども、特区の会議はこれまでどうしてもトップダウンで、全て改革の細部まで指示するやり方をやってきたと思うのですけれども、その反対側に、今言った縦割り省庁の主体性のなさが出てきております。

したがって、この場は何のテーマを突破するのかというテーマ設定と、基本方針と推進担当省庁を決めて、その後、省庁間の調整に基づいた進捗を担当大臣に発表していただき、何か調整が付かない問題があったら、この場に出して調整をすべきなのではないかと思えます。ただ、そうは言っても、一番最初の岩盤規制の突破のための特区は、我々が全面的に支援するということだと思います。

養父市も、私は一番最初に訪問しました。今、広瀬市長からありましたように、農地改

【公表案】

革は相当苦勞されていると思います。私自身の会社の経験からも、スマート農業と格好良く言っていますが、結局は、大規模化ができて企業経営のやり方が入らないと、機械コストだけが高くなって、省人化はできたけれどもコストは高くなったということは明らかです。

ここまで来たのですから、今後の全国展開については、農林水産省に明確な指示を出していただいて、農林水産省自ら推進していただく、その進捗状況をこの場で評価するというのが特区の役割だと思います。

以上です。

○北村議員 ありがとうございます。

最後に、秋池議員、よろしく願いいたします。

○秋池議員 民間とか自治体という側からこの規制改革というものを考えたときに、本日の資料にもありますけれども、始めから全国展開できそうなものもあれば、本日であれば農家レストランのように、まずは、特区で試して、そして、そこをきっかけに全国に展開していくという類いのものがあると思います。

しかし、この自治体なり民間なりで、必ずしもそういったことのルールに詳しくない方からすると、これを国家戦略特区に持ちかけるべきなのか、あるいは、規制改革会議に持ちかけるべきなのかといったところで悩むこともあると思うのですが、そういったものも含めて、是非この事務局に色々なものを持ち込んでいただいて、それを見定めて推進していただくということに役立っていくことを期待したいと思います。

ここが広く規制改革のゲートウエーとしての場所になっていくことが、引き続き重要だと考えております。

以上です。

○北村議員 ありがとうございます。

本日いただいた御意見を踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。

それでは、資料2-1の重点的に進めるべき追加の規制改革事項等につきましては、諮問会議決定とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○北村議員 ありがとうございます。

今、御決定いただいた事項につきまして、関係省庁と協力いたし、実現に向けてしっかり取り組んでまいりたいと存じます。

以上で、本日予定された議事は、全て終了いたしました。

最後に、安倍議長から御発言をいただきます。

ここで、プレスが入ります。

(報道関係者入室)

○北村議員 それでは、安倍議長、お願いいたします。

○安倍議長 スーパーシティ構想については、この秋実施したアイデア公募に対し、50

【公表案】

もの地域からさまざまな御提案をいただいたとの報告がありました。

法制度や支援策の早期実現に向け、関係府省と一体となって取り組んでください。

また、本日は、広瀬養父市長から御提案のあった、農業における企業活力の積極的活用や、インフルエンザ診療のオンライン化を始め、短期集中提案募集でも地域から多数の規制改革提案をいただいたとの報告がありました。

こうした地方の現場からの声が国家戦略特区制度の大きな原動力です。本日も、こうした声を踏まえ、先日のまち・ひと・しごと創生会議で出口APU学長から御提案いただいた外国人留学生のビザ切替えを始め、医療ツーリズムの促進、キャッシュレス社会に向けた携帯アプリなどへの賃金支払い、農家レストランに関する特例措置の全国展開といった13項目の規制改革事項も決定しました。

岩盤規制改革の突破口となる。これが国家戦略特区制度の最大の使命です。地域の情熱、改革への意欲をしっかりと受け止め、北村大臣を中心に、関係大臣がよく連携して、早期にさらなる成果を上げられるように検討を進めてください。

○北村議員 安倍議長、ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○北村議員 以上を持ちまして、会議を終了させていただきます。

次回の日程につきましては、事務局より後日連絡をさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

第43回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和2年3月18日（水）17:24～17:51
- 2 場所 総理大臣官邸2階 小ホール
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
	（代理：藤川 政人 財務副大臣）	
同	北村 誠吾	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	西村 康稔	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
	（代理：宮下 一郎 内閣府副大臣）	
有識者議員	秋山 咲恵	株式会社サキコーポレーションファウンダー
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所顧問
同	坂村 健	東洋大学情報連携学部 INIAD学部長
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
	宮崎 政久	法務大臣政務官
	広瀬 栄	養父市長
	岡田 直樹	内閣官房副長官
	杉田 和博	内閣官房副長官
	西村 明宏	内閣官房副長官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 外国人家事支援人材の活用に係る指針の変更について
 - （3） 追加の規制改革事項について
 - （4） 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案について

【公表案】

(5) その他

3 閉会

(説明資料)

- 資料 1 区域計画の認定について
- 資料 2 - 1 「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針」の変更(案)の概要
- 資料 2 - 2 「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針」の変更(案)について
- 資料 2 - 3 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針(案)
- 資料 3 - 1 追加の規制改革事項(案)
- 資料 3 - 2 主要な規制改革事項について
- 資料 4 - 1 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
- 資料 4 - 2 「スーパーシティ」構想について
- 資料 5 国家戦略特区の今後の運営について(有識者議員提出資料)

(配布資料)

養父市中山間農業改革特区 ～養父市の挑戦～(広瀬養父市長提出資料)

(参考資料)

- 参考資料 1 国家戦略特別区域 区域計画(案)
- 参考資料 2 議事録(第1回諮問会議～第13回諮問会議)

(議事録)

○北村議員 ただ今より、第43回国家戦略特区諮問会議を開催いたします。

始めに、秋池玲子議員の任期満了に伴い、今回より新たに、秋山咲恵議員が諮問会議議員に任命されましたので、御紹介申し上げます。

○秋山議員 秋山でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○北村議員 よろしく申し上げます。

さて、本日は、麻生議員、西村議員が御欠席のため、藤川財務副大臣、宮下内閣府副大臣に御出席いただいております。また、宮崎法務大臣政務官、広瀬養父市長に御出席をいただいております。なお、本日、小島厚生労働大臣政務官にも御出席いただく予定でしたが、国会対応のため、御欠席となっております。

それでは、早速、議題(1)及び(2)につきまして、御説明を申し上げます。

始めに、区域計画の認定について、資料1を御覧ください。2月28日に合同区域会議を

【公表案】

開催し、7区域9事業について審議いたしました。

このうち初活用となりますのは、海外の大学等を卒業後に来日した外国人留学生が、日本語教育機関卒業後に就職活動の継続を希望する場合、一定の要件のもと、就職活動のための在留を認める北九州市の事業でございます。詳細は参考資料1を御確認ください。

これらの認定申請については、既に関係大臣の同意を得ておりますが、御意見がございましたでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○北村議員 ありがとうございます。

それでは、この度認定申請のあった区域計画について、御了承いただきましたので、速やかに認定の手続きを進めてまいりたいと思います。

続きまして、資料の2-1を御覧ください。家事支援外国人受入事業について、外国人材の受入れ開始から約3年が経過したことから、現場のニーズや事業の実施状況を踏まえ、人材の活動可能期間の3年から5年への延長、家事支援サービス事業者に4割以上の人材稼働率を求める規定の追加、この2点を変更することといたし、家事支援人材の一層の活躍促進を図るとともに、拡大する家事支援ニーズへの対応等、更なる女性の活躍推進につなげてまいりたいと思います。

これらの指針の変更については、既に関係省庁とも調整を行い、了解をいただいておりますが、御意見がございましたでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○北村議員 ありがとうございます。

それでは、外国人家事支援人材の活用に係る指針の変更について、御了承いただきましたので、速やかに変更の手続きを進めてまいりたいと思います。

次に、議題の(3)及び(4)について、御説明を申し上げます。資料の3-1を御覧ください。本日、特区諮問会議として、決定すべき追加の規制改革事項の案を取りまとめました。具体的には資料3-2を御覧ください。資料3-2の1ページ目です。現在は、外国人が美容師免許を取得しても、国内では美容師として働くことが認められていません。このため、我が国の美容技術や文化の海外発信や、拡大するインバウンド需要への対応を図るため、美容師免許を取得した外国人が、国内の美容室で働くことができる制度について検討を行い、その実現に向け、年内に結論を得ます。

2ページ目を御覧ください。先ほど御説明しました、今回北九州市において初活用となる外国人留学生の就職活動支援事業を速やかに全国展開するべく、関係省庁と協議し、来年度中に結論を得ます。

資料の4-1ないし資料の4-2を御覧ください。スーパーシティ構想及び規制のサンドボックス制度を盛り込んだ国家戦略特別区域法の改正案を2月4日に閣議決定し、国会に提出いたしました。

既に50を超える自治体から具体的な提案も寄せられており、本法案の速やかな成立に向

【公表案】

けて全力で取り組んでまいります。

次に、広瀬養父市長から御発言をお願いいたします。

○広瀬市長 新型コロナウイルスの感染拡大防止に御尽力をいただいている、安倍総理を始め、政府の皆様にご心より敬意を表したいと思っております。

養父市では、昨年秋に完全自宅完結型インフルエンザオンライン診療を提案し、前回の諮問会議では、総理の御発言もいただきました。

配布資料をおめくりいただき、1ページ目です。本提案は、テレビ電話を使い、自宅で検査キットでの判定結果も示しつつ、医師の診断を受け、陽性の場合には、自宅で治療薬を受け取り、外出することなく治療する仕組みであり、他の感染症にも応用できれば、それらの感染抑止に大きな効果を発揮することは明白です。目に見えぬ、忍び寄る脅威には万全はないかもしれませんが、危機管理に万全を尽くすことは、私たちの使命です。今、話題となっている感染を最小限に封じ込め、医療従事者が安全かつ持てる力を十分に発揮でき、国民が安心して生活できる社会になるよう、本提案の早急な実現を願っております。

次に、法人農地取得事業の特例期限の撤廃についてです。

資料の2ページ目です。養父市では、参入企業とその営農面積は着実に増加し、農地の収益力を強化することにより、耕作放棄地の再生、スマート農業による生産性の向上、地域雇用の創出、はたまた地域コミュニティの再生など大きな成果を上げています。この特例は、5年限定で養父市のみで始まったものであり、来年8月に期限を迎えます。残されました時間は多くありません。特例期限の撤廃と広域的展開に向け、早急に議論をお願いいたします。

以上でございます。本日は、ありがとうございます。

○北村議員 ありがとうございます。

それでは、各規制を所管する省庁より御発言をいただきます。

まずは、宮崎法務大臣政務官、お願いいたします。

○宮崎大臣政務官 法務省においては、本日、北九州市が認定を受けた海外大学卒業留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例について、直ちに実施できるように対応してまいります。

また、今年度中に措置される規制改革事項の中の、外国人起業家受入れ促進のためのスタートアップビザの制度改善についても、3月中に措置する予定です。

次に、追加の規制改革事項のうち、クールジャパン分野の外国人材の活用促進について、美容師としての活動は、入管法上の就労目的の在留資格に該当せず、受入れが認められていないところですが、クールジャパンやインバウンド対応を目的とする提案趣旨や、ワーキンググループでの御議論を踏まえつつ、関係省庁とも調整し、特例措置の在り方を検討してまいります。

また、先ほどの海外大学卒業留学生の就職活動継続に関する特例については、海外で大学、大学院を卒業した人材の国内就職に資する措置であり、専門的、技術的分野の外国人

【公表案】

を積極的に受け入れる方針に沿うということを念頭に置いて、今後の特区における運用状況も踏まえつつ、その全国展開について検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○北村議員 ありがとうございます。

続いて、御欠席の小島厚生労働大臣政務官より御発言をお預かりしておりますので、御紹介をいたします。

クールジャパン分野の外国人材の活躍促進について、厚生労働省としても、日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化や、ブランド向上等に資するクールジャパンや、インバウンドに対応することは重要であると認識しています。クールジャパンを推進していくには、日本の美容技術や文化を海外に発信する担い手となる外国人材を育成することは、有効な手段の一つであると考えます。

そのため、今般御提案のあった一定の要件を満たす美容所や公的な団体などにおいて、日本の美容師免許を有する外国人材を受け入れるための制度について、関係省庁等と十分に協議・検討してまいります。

以上でございます。

次に、民間議員の皆様方から御意見をいただきたいと思っております。

まず、資料5に基づき、八田議員より御発言をお願いいたします。

○八田議員 ありがとうございます。資料5に基づいて御説明いたします。

第1項目です。スーパーシティ構想の今国会における法案成立に向けて、更なる尽力をお願いしたいと思います。幸いなことに、懸案だった美容外国人材の受入れなどの検討が進んでおります。規制改革をさらに加速したいと考えております。

項目2です。政府には、新型コロナウイルスに対応するため、様々な分野でデジタル化を加速していただき、新型コロナウイルス収束後の社会変革につなげていただきたいと考えております。養父市提案のインフルエンザの遠隔診療や、ICT教育への思い切った転換などがその例であります。

次に、資料5を補足して、2点発言させていただきます。

第1は、日本の美容師免許を取得した外国人が、一定期間の実務経験を持って帰国できるようにするという改革の進展については、これまで諮問会議に何度も御報告してまいりました。この件について、今回全国美容師連盟が同意され、厚生労働省が本年度中にこの制度を作ることに合意されました。これは英断だと考えております。

第2は、自宅でインフルエンザ検査キットを活用するという養父市提案についてです。インフルエンザやコロナウイルスにかかっていることを疑って病院へ受診に行くことは、他の患者に感染を広げる可能性があります。インフルエンザには、感染しているかどうかを自宅で検査できる検査キットがあります。養父市が提案しているように、これを用いた結果をテレビ電話で医者に示して受診でき、陽性の際には薬を送ってもらえば、病院内での感染拡大を防止します。アメリカでは、既にこの検査キットを家庭で使用した上でオン

【公表案】

ラインで診療を受けることが認められています。他方、日本では、「初診は対面でなければならない」という原則によって阻まれており、検査のために病院に行かなければならない制度になっています。

養父市は、このインフルエンザの検査キットの自宅使用の提案を、コロナウイルスが流行し始める前に行いました。コロナウイルスが流行している現在、自宅検査の提案は、ますます重要だと考えております。

以上でございます。

○北村議員 ありがとうございます。

続きまして、他の有識者議員からも御意見をいただきたいと思っております。

それでは、まず、竹中議員、お願いいたします。

○竹中議員 ありがとうございます。

今日は、広瀬市長がお見えですけれども、養父市は先頭を切ってこの岩盤規制改革を実施してきた。そこに、今、大手企業がどんどん進出する意欲を示しているということで、この制度が、広瀬市長のリーダーシップによって、地方創生にも大きく貢献するのだということを証明していると思っております。高く評価されるべきだと思います。

さて、コロナウイルスの対応、今、本当に大変だと思っておりますが、この中で二つのことが明らかになってきているように感じます。

一つは、やはり日本の衛生環境は素晴らしいという点です。究極的に重要なのは、重篤な患者を出さないこと、死者を出さないことなのですが、ともすればメディアは感染者のみ、しかも、治った人を勘定しないとか、バイアスをかけた報道をします。しかし、例えば、人口1億当たりで死者の方がどれだけ出ているかというのを見ますと、中国は230、韓国は150、それに対して、日本は19であります。これは、ドイツと並んで世界で最も主要国で低く、軒並みヨーロッパの国よりも低いわけでありまして。もちろん、この死者をゼロにしなければいけないわけですが、いずれにしても日本の衛生環境、栄養環境、やはりレベルが極めて高いということが証明されている。

しかし、もう一方明らかになっていることがあると思っております。それは、新しい技術を実装する、いわゆるデジタルシフトが他国に比べてかなり後れているのではないかということです。この点は、先般の未来投資会議でも触れましたけれども、いまだに遠隔診療、遠隔教育について、極めて大きな規制がかけられている。この点は、八田議員が、先ほどお話しになったとおりであります。

もう一つ、キャッシュレス化は今、進んではいるのですが、それでもまだ、その比率は低いわけで、実は現金の受渡しを通じた感染なども懸念されるわけでありまして。

養父市は、以前から遠隔診療について、まず、特区で風穴を開けてほしいということを明確に主張しているわけで、今この機会にこそこれを実現すべきです。そして、それを先例に、全国でもこうしたことを進めていく必要があると思っております。実は、そのためにも、スーパーシティの枠組みを作るということは、極めてデジタルシフトを強力に推進する道

【公表案】

を開くという意味で重要なのだと思います。

この国会での成立を切に期待いたすわけでございます。

以上です。

○北村議員 ありがとうございます。

次に、坂村議員、お願いいたします。

○坂村議員 新型コロナウイルスの話が随分出ていますけれども、オリンピック・パラリンピックに向けての混雑の緩和とか、さらには、働き方改革につながるとして、政府や総務省が進めていたテレワークの体制が、多くの企業ですぐに起動できたのは幸いだったと思います。

民間議員ペーパーにもありますように、色々な社会プロセスの電子化、それと、もう一つ遠隔化というのは、社会的な感染防止にも役立つと思うので、国家戦略特区では、この流れを積極的に進めるべきだと思います。

この場でも何回か触れているのですけれども、そのためには、政府の広報体制をもっと強めたほうがいいと思います。今回の一連の流れでも、初動に混乱はあったにしろ、その後の対応で、今色々お話が出ていますけれども、死者数の増加が他国に比べて抑え込まれていることを見ても、総理の方針は正しかったのではないかと私は思います。しかし、マスコミから出てくるのは、「政府でこう決まった、こうしてくれ」という話が多くて、なぜそうするのかといった背景や意図が伝わってこないのが、多くの誤解が生まれて、例えば、「オリンピック・パラリンピックのために感染者数を抑え込もうとして検査をさせない」といったデマの元に、そういうものになっているのです。

リスクコミュニケーションというのは、片手間でやれることではありません。インフルエンザの遠隔診療の解禁でも、単に岩盤規制を壊せばいいといったような単純な話で進めると、事は命に関わる医療の話なので、不必要な反発を呼んでしまうと思います。当然制度設計をしているほうは、感度とか、特異度とか、偽陽性または偽陰性とか、陽性的中率といったようなベイズ統計のようなものに基づいてやっているわけですが、「そういう難しいことはみんなが分からないから、決まったことだけを示せばいい」というような態度だと不安の種になって、デマを言う人たちに、付け入る隙を与えることになってしまいます。

統計による合理的判断が人間の感覚と反するという事は、経済分野でもよくあることで、知識のなさが政策遂行の障害になりかねません。分からない人が多いなら、余計優秀な広報で広報すべきだと私は思います。

また、今回のコロナウイルスで私の見るところ、多くのテレビは、もうほとんどダメでしたけれども、ネット内では、医療クラスターと言われている人々は、少ない情報から政府の方針を解釈、評価して多くコメントをすることで、社会不安を抑える結果として、死亡者数を減らす助けになっていたというのも事実だと思います。

そのためにも、政府からもっと判断の基礎になる情報をデータなども含めて積極的に出

【公表案】

すべきであって、広報体制の強化と統計教育の強化を是非政府にお願いしたいと思っております。

以上です。

○北村議員 ありがとうございます。

次に、坂根議員、お願いいたします。

○坂根議員 前回、特区でいい成果が出ても全国展開が進まない、企業による農地取得のようなテーマはなぜ進まないのか、その理由をこの場で担当省庁トップから説明を受けたいと、そういうふうに申し上げました。

スマート農業と格好よく言っていますが、企業の参入、大規模化なしの実現は、ほぼ私は不可能と見ております。

企業経営も同じですけれども、ボトムアップ型の意思決定をやると、必ず最初にデメリットとリスクを言います。ですけれども、この特区というのは、改革しようとしているテーマは、リスクよりもオポチュニティが大きいと確信しているからチャレンジしているわけでありまして、全体最適の判断と決心はトップダウンでしかできません。

是非この特区の場をトップレベルの判断の場にしていただき、大事なことは、その上で決まったことは、担当省庁のトップの指示として下へ伝える。決して特区で決まったからって、いきなり担当省庁のボトムに伝わって、その担当省庁のトップは、自分あまりそれに関わらなかったみたいなことは、決してないようにしていただきたいと思っております。

たまたま今朝、福島浜通りの復興の会議がありまして、私は座長をやっているのですが、テーマは、廃炉、ロボット、再生エネルギー、健康医療、農林水産業と絞ってはおりますが、私が今日強調したのは、復興はマイナスを元のレベルに戻すのではなくて、テーマをさらに具体的に絞って、日本一のレベル、例えば、スマート農業についても一切規制を考えないでくれと、どうしたらいいかということを考えて、規制対応は後からで、福島の場合はできるというふうに割り切ろうと言いました。時間はかかると思いますが、福島の復興の視点を、復興と言うと何となくネガティブなイメージがありますので、地方創生の代表モデルとして福島を位置付けるという捉え方をすれば、皆さんがポジティブになれると思っております。

以上です。

○北村議員 ありがとうございます。

最後に、秋山議員、お願いいたします。

○秋山議員 ありがとうございます。

私は、安倍総理がお作りになった国家戦略特区の制度設計から関わらせていただいている者として、現下の有事において、この特区に何ができるかということを考えております。

まさに、今日いらっしゃった養父市の提案が、感染症に関して、初診からオンライン診療を実施するという画期的な時宜を得たものになっております。これが養父市だけではなく他の特区、できれば、希望する全国の多くの自治体で活用されるということが期待され

【公表案】

ると思っております。

また、養父市は、既に全国初のオンライン服薬指導も実施済みです。この実施をした実績の中から課題として医療診療報酬制度の問題があつて、普及の課題の一つであることが浮かび上がっておりますので、特区そのものの枠組みではありませんけれども、こういった課題を拾い上げて、新型コロナウイルス対策に盛り込んで、特にニーズの高いオンラインで受診勧奨といったようなものを一刻も早く実現するような形で進めていただきたいと思っております。

○北村議員 ありがとうございます。

本日いただいた御意見を踏まえ、引き続き、取組を進めてまいります。

それでは、本日、お諮りした資料3-1「追加の規制改革事項（案）」につきまして、諮問会議決定とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○北村議員 ありがとうございます。

今、御決定いただいた事項につきまして、関係省庁と協力し、実現に向けてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

最後に、安倍議長から御発言をいただきます。ここでプレスが入る予定になっております。

（報道関係者入室）

○北村議員 では、よろしく申し上げます。

○安倍議長 本日は、長らく議論を重ねてまいりました、前日も話題となりました、外国人美容師の受入れについて、制度化の方針が決定されました。クールジャパンの強化に向けて、良い制度となるよう関係者間でさらに検討を進めてください。

昨今、感染症対策の重要性が高まる中で、社会のあらゆる分野で遠隔対応を進めていくことは極めて重要な課題です。本日、広瀬養父市長から、初診も含めたインフルエンザ診療の完全オンライン化について御提案がありました。併せて提案のあった企業による農地取得の特例も含め、関係省庁で速やかに検討を進めてください。

国家戦略特区制度は、岩盤規制改革の突破口です。本日報告があつたとおり、スーパーシティを含む国家戦略特区法改正法案を先月、閣議決定したところであります。この早期成立を目指すことなど、北村大臣を中心に、関係大臣がよく連携し、早期に成果を上げられるようしっかりと取り組んでください。

○北村議員 安倍議長、ありがとうございます。

（報道関係者退室）

○北村議員 それでは、本日の議事は、以上でございます。

なお、お手元に配付いたしております参考資料2第1回諮問会議から第13回諮問会議までの「議事録」につきましては、運営規則に基づきまして、公表をさせていただきます。

次回の日程につきましては、事務局より後日御連絡をさせていただきますので、どうぞ

【公表案】

よろしくお願ひいたします。

本日は、誠にありがとうございました。